

令和5年度地域おこし協力隊定着率向上対策事業（クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した起業等支援）事業プラン募集要領

1 通則

- ・この要領は、地域おこし協力隊定着率向上対策事業（クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した起業等支援）実施要綱（以下「要綱」といいます。）第4条第1項の規定に基づき、事業プランを募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。
- ・この事業では、富山県（以下「県」といいます。）が一部の業務をREADYFOR株式会社に委託して実施します。

2 応募資格

- ・県内で地域おこし協力隊員としての活動経験がある方（任期中の者又は退任の日が属する年度の翌4月1日から起算して3年以内の者）で、県内に住所を有し、県内への定着を予定されている方とします。

3 募集する事業プランの内容

- ・2に定める応募資格を有する方又は地域おこし協力隊員が設立し、かつ代表となっている法人が実行する、起業、事業承継、新商品開発、販路開拓、賑わい創出などの分野で、地域課題の解決や地域活性化に資するもので、当該事業プランを実行する地域おこし協力隊員の県内定着に寄与するものとします。

4 寄附（ふるさと納税）の募集

- ・県は、県が支援対象として認定した事業プラン（認定事業プラン）の内容や寄附目標額等をクラウドファンディングウェブサイト等に掲載して、寄附金を募集します。
- ・掲載するクラウドファンディングウェブサイトは、クラウドファンディングとやまとします。
- ・寄附目標額は、概ね75万円から100万円程度とし、事業プランの実行者が定めるものとします。
- ・クラウドファンディングウェブサイトへの掲載内容は、認定事業プランの実行者がREADYFOR株式会社の支援を受けて作成し、随時更新するものとします。

5 富山県地域おこし協力隊起業等奨励金

- ・寄附金募集の結果、集まった寄附金の額が寄附目標額を達成した認定事業プランについては、県は集まった寄附金の額から寄附募集に係る手数料を控除した額を、

富山県地域おこし協力隊起業等奨励金（以下「奨励金」といいます。）として当該認定事業プランの実行者に支給します。

- ・ 寄附募集に係る手数料の額は、クラウドファンディングの実施方式に応じた以下の区分による額とします。
 - ① シンプルプラン
集まった寄附金の額に1,000分の165を乗じて得た額（1円未満切捨て）
 - ② フルサポートプラン
集まった寄附金の額に1,000分の220を乗じて得た額（1円未満切捨て）又は220,000円のいずれか高い額
- ・ 寄附金募集の結果、集まった寄附金の額が寄附目標額を達成しなかった認定事業プランについては、寄附者に対して寄附金を全額返金し、認定事業プランの実行者に対する奨励金の支給もありません（All or Nothing 方式）。

6 応募手続き等

(1) 募集期間

令和5年5月15日（月）から令和5年7月14日（金）午後5時00分（必着）まで

(2) 提出書類

- ・ 事業プラン実行計画書（要綱第4条に規定する様式第1号）（※）に、以下の関係書類を添えて、1部を提出してください。関係書類は、日本産業規格A列4番の用紙を縦向きに使用してください。
- ・ なお、（※）印を付した書類は、電子データの提出によることができます。

① 次の事項を記載した書類（様式任意）（※）

なお、記載に際しては、実現可能性（お金を集めたあと、確実に資金用途のとおりプロジェクトが実施できる状態かどうか、信頼されるものかどうか）、資金用途と目的（集まったお金をもって、何を成し遂げたいのかが明確になっているか）に留意してください。

- ア 事業プラン名
- イ 事業プランの目的
- ウ 解決したい地域課題等
- エ 事業プランの内容、実施時期、実施地域・場所等
- オ 地域との連携方法等
- カ 地域への寄与
- キ 他地域、他隊員の参考となるようなモデル性
- ク 効果や実績の継続性
- ケ 事業実施や寄附募集に関しての創意工夫
- コ その他特筆すべき要素

- ② 収支予算書（別紙1）（※）
- ③ 富山県全税目に滞納が無いことを証する納税証明書
（県総合県税事務所及び高岡、魚津、砺波各相談室で交付しています。）
- ④ 実行者（法人にあっては代表者）の方の住民票の写し

(3) 提出書類の提出先

- ・11 お問い合わせ先のとおりです。

7 事業プランの認定

- ・ 県は、6(1)に定める募集期間の終了後、提出された事業プラン実行計画書の内容を事業プラン審査認定委員会に諮ります。事業プラン審査認定委員会の実施日時は、7月下旬を予定しています。詳細は、事業プラン実行計画書提出者に対し別途お知らせします。
- ・ 事業プラン審査認定委員会では、事業プランの内容や実現可能性、地域活性化への寄与度、当該事業プランの実行者の県内定着への寄与度を審査します。審査は、書面による審査のほか、事業プランの実行者本人によるプレゼンテーションによる審査を行います。
- ・ 上記の審査結果を踏まえ、県は、予算の範囲内で支援対象とする事業プランを認定します。認定する事業プランの数は、10事業程度を上限とします。

8 認定事業プランの実行者に対する支援体制

- ・ 本事業は、県が一部の業務をREADYFOR株式会社に委託して実施します。
- ・ 認定事業プランの実行者が提出した事業プラン実行計画書の情報は、県及びREADYFOR株式会社とで共有し、認定事業プランの実現に向けて連携して支援を行います。
- ・ READYFOR株式会社は、クラウドファンディング型ふるさと納税にあたっての寄附募集設計等を支援します。
- ・ 県は、認定事業プランに対する寄附を、県に対する寄附として募集するほか、寄附募集にあたっての広報支援などを行います。

9 認定事業プランの着手及びお礼等

- ・ 認定事業プランの実行者は、7に定める県の認定後に、認定事業プランに着手することができます。
- ・ 認定事業プランの実行者は、奨励金の支給を県から受けた後、寄附者に対して速やかにお礼（寄附募集の際に提示したもの）を行い、感謝の気持ちを伝えるものとするほか、定期的に事業プランの進捗報告をする等により寄附者の関心を継続して惹き付けるための工夫を行うものとします。

- ・ただし、寄附者に対するお礼は、平成31年4月1日付け総務省告示第179号の基準を満たすものとし、事業プランの実行者の負担により行うものとします。
- ・参考：総務省ふるさと納税ポータルサイト「ふるさと納税に係る指定制度について」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics/20190401.html

10 認定事業プランの実績報告

- ・認定事業プランの実行者は、奨励金を充当する事業の完了後30日以内の日又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに、富山県地域おこし協力隊起業等奨励金事業プラン実績報告書（要綱第12条に規定する様式第4号）を県に提出するものとします。

11 お問い合わせ先

富山県地方創生局ワンチームとやま推進室中山間地域対策課地域人材育成担当

所在地：〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号

電話：076-444-9605

メール：aoneteamtoyama@pref.toyama.lg.jp

12 その他

- ・この要領に定めのない事項は、別に富山県知事が定めます。